

福島市受動喫煙防止対策推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙防止対策について、検討、協議を行い、福島市健康増進計画に基づく健都ふくしま創造事業を推進するため、福島市受動喫煙防止対策推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 受動喫煙防止対策に関すること
- (2) 健都ふくしま創造事業に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要と認められる事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療関係者
- (3) 医療保険者
- (4) 学校関係者
- (5) 保護者
- (6) 企業、商業関係者
- (7) マスメディア
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 委員会の議決を要する事項については、出席委員の過半数の同意で決する。ただし、同数の場合は、議長が決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部保健所健康づくり推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月6日から施行する。

附 則

令和3年5月12日一部改正

附 則

令和6年4月1日一部改正